

香川県広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年11月12日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

### 香川県広域水道企業団企業管理規程第11号

香川県広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団会計規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

#### 第1

改正後	改正前
<p>(指定代理納付者による納付)</p> <p>第28条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する<u>地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第19条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第6条の規定による改正前の地方自治法第231条の2第6項の規定により納入義務者は、企業長が指定した指定代理納付者を介して、水道料金等を納入することができる。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の指定代理納付者を指定したときは、その名称及び住所、当該指定代理納付者に納付させることを申し出ることができる収入の種類及びその場合に提示しなければならない証票その他の物又は番号、記号その他の符号、指定の期間その他必要な事項を告示しなければならない。</p> <p>(前金払)</p> <p>第41条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 地方自治法施行令<u>（昭和22年政令第16号）</u>附則第7条第1項に規定する経費</p> <p>(6)～(9) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(指定代理納付者による納付)</p> <p>第28条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する<u>同法第231条の2第6項の規定により納入義務者は、企業長が指定した指定代理納付者を介して、水道料金等を納入することができる。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の指定代理納付者を指定したときは、その名称及び住所、当該指定代理納付者に納付させることを申し出ることができる収入の種類及びその場合に提示しなければならない<u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第157条の2第2項に規定する証票その他の物又は番号、記号その他の符号、指定の期間その他必要な事項を告示しなければならない。</u></p> <p>(前金払)</p> <p>第41条 令第21条の7第8号に規定する管理規程で定める経費は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 地方自治法施行令附則第7条第1項に規定する経費</p> <p>(6)～(9) 略</p> <p>2 略</p>

#### 第2

改正後	改正前
-----	-----

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県広域水道企業団の水道事業及び工業用水道事業の会計及び財務に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定納付受託者による納付)

第28条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第231条の2の3第1項の規定による指定に係る納付事務について、企業団の収入を納付しようとする者は、同法第292条において準用する同法第231条の2の2の規定により、指定納付受託者に納付を委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けたときは、指定納付受託者は、企業長の指定する日までに当該委託を受けた収入を出納取扱金融機関に払い込むとともに、その内訳を示す書類を企業長に送付しなければならない。

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県広域水道企業団の水道事業及び工業用水道事業（以下「水道事業」という。）の会計及び財務に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定代理納付者による納付)

第28条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第19条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第6条の規定による改正前の地方自治法第231条の2第6項の規定により納入義務者は、企業長が指定した指定代理納付者を介して、水道料金等を納入することができる。

2 前項の場合において、指定代理納付者は代理納付すべき水道料金等を企業長の指定する日までに出納取扱金融機関へ払い込むとともに、その内訳を示す書類を企業長へ送付しなければならない。

3 第1項の指定代理納付者を指定したときは、その名称及び住所、当該指定代理納付者に納付させることを申し出ることができる収入の種類及びその場合に提示しなければならない証票その他の物又は番号、記号その他の符号、指定の期間その他必要な事項を告示しなければならない。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1の表の改正部分は、同年1月4日から施行する。